

# 学校いじめ防止基本方針

2017年11月14日制定

2021年6月30日改定

2025年4月1日改正

東海大学付属福岡高等学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

### (1)はじめに

学校において、生徒の生命・身体の安全、及び生徒が安全にまた安心して学校生活を送ることは、教育活動における基盤である。しかしながら、現在多くの教育機関でこの基盤を揺るがす様々な問題が存在することも事実である。

本校においては東海大学が掲げる建学の精神および教育基本方針に則り「人道主義に基づいた人格教育、人間教育」に重点をおいた教育に取り組んでいる。

本校は「主人公は生徒」をスローガンとして生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に自ら積極的に取り組めるよう、また心身ともに成長できるよう教育活動を推進している。

このような学園全体の教育基本方針の中で「いじめ防止対策基本方針」を定める。

### (2)いじめの定義と認識

#### a) いじめの定義

当該生徒に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法 第2条」

#### b) 基本的な考え方

いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って判断し、いじめの認知においては、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策チーム等の校内組織を活用して行う。

### (3)いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめにはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。いじめにはさまざまな特質があるが以下の a)～f)は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識である。

a) いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。

b) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為でない。

c) いじめは大人の気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。

d) 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。

e) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

f) いじめでは加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

#### (4)いじめ防止等のための組織

##### a) いじめ等に対する組織的な対応

組織を通じて、年次の計画に基づき、【資料1-2】いじめを防止するための啓発活動やアンケート調査を実施し、いじめが認知された場合、ただちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、問題解決及び再発防止をはかる。【資料1-1】

##### b) 分掌組織及び委員会組織

いじめ問題の防止及び対応組織として生徒指導部、健康推進室（保健室・健康推進室・カウンセリングルーム）、常任委員会（いじめ防止対策委員会）をおく。また、校長の要請により特別委員会としていじめ対策特別委員会〔外部よりスクールカウンセラー（臨床心理士）・スクールソーシャルワーカー・弁護士等を含む〕を必要に応じて設置する。

### 第2章いじめ防止対策

#### (1)未然防止

##### a) 道徳教育・高校現代文明論（学園統一設定科目）の活用

###### ①人とのかかわり

自他の生命を尊重し、人間性を重んじ、思いやり・慈しみ・感謝の心を育てる。他人を思いやる気持ち、自分を大切にすることの気持ち、心をこめて挨拶や言葉を交わせる気持ち、お互いを認め合う気持ちを育てる。

###### ②集団や社会とのかかわり

自ら考える態度と正しい判断力を養い、社会の一員としてモラルと社会性を身に付け、積極的に社会に貢献する態度を養う。仲間と協力して目標に向かって努力する気持ち、自分の行動に責任を持つ気持ち、自律心、自立心、奉仕の心を育てる。学園と母校を愛する心を育てる。

###### ③自然や崇高なものとのかかわり

自然を愛し美しいものや崇高なものに感動する心、また人的環境・社会的環境に感謝する心を育む。

##### b) 道徳教育の目標達成のための指導方針

互いの考えを尊重し、伝え合い、人間としての生き方について、共に深く考え合う。道徳教育を充実・深化させ、日常生活における道徳的な実践力を育てる。個々の生徒の心身の発達に応じた適切な指導を行う。保護者や地域に学校を公開し、意見を交流するなどして、地域と共に生徒を育てる。

##### c) 高校現代文明論における人権教育

人類が長い歴史の中で繰り返してきたさまざまな対立を克服し、人々が心をつなぎ、人と社会と自然が共に生きる新しい社会の実現をめざす。生徒一人ひとりが人生にとって大切なものは何か、どのように生きるべきかを考え正しいものの見方、考え方を養う。

#### (2)早期発見

##### a) 日々の観察

さまざまな機会ですべてに目を配るとともに生徒とかかわる機会を設ける。いじめの疑いがある場合は、直ちにいじめ防止対策委員会（学級担任・生徒指導主任等）に連絡し、組織的に対応を行う。

また、管理職（校長）に即座に報告する。

b) 観察の視点

教職員（部活動指導員含む）は、生徒のグループを認知し、そのグループ内の人間関係を把握する。

c) 教育相談

日々の生活の中で教職員（部活動指導員含む）の声掛けを等、気軽に相談できる環境を作る。

d) アンケートや意見集約システムによる認知

年間2回以上のアンケートを実施する。「ボスポスト」「ほんねポスト」等 ITC 機器も活用し、常の生徒の意見が反映するシステムで認知の幅を広げる。

(3) 早期対応

a) いじめ対応の基本的な流れ

教職員（部活動指導員含む）は、いじめ行為を発見した場合は、基本的流れに沿って速やかに対応する【資料1-3】※詳細はいじめ対応マニュアル参照

b) いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員（部活動指導員含む）は、その場でいじめを止めるとともに、直ちにいじめ防止対策委員会（学級担任・生徒指導主任等）に連絡し、組織的に対応を行う。また、管理職（校長）に即座に報告する。

c) いじめが起きた場合の対応

【資料1-4】参照

(4) 部活動内においてのいじめ対応

教職員（部活動指導員含む）部活動顧問はその場でいじめを止めるとともに、直ちにいじめ防止対策委員会（学級担任・生徒指導主任等）に連絡し、組織的に対応を行う。また、管理職（校長）に即座に報告する。また、部室内、寮での対策として点検、聞き取りを行う。【資料1-1】

#### 第4章 いじめ防止における各組織の役割

(1) いじめ防止対策委員会…生徒指導主任・健康推進室長・学年主任・人権同和担当者・養護教諭

a) いじめ防止の取り組み

b) いじめに関する情報の収集

(2) いじめ対応チーム…生徒指導主任・学年主任・健康推進室長・養護教諭

a) いじめ事案の調査

b) いじめ事案の対応

① 正確な情報の調査と共有

② いじめている生徒の指導

③ すべての教職員に知らせ、情報を共有する。

④ いじめられている生徒の保護者、いじめている生徒の保護者への報告と協力の要請

⑤ 事件解決後もアフターフォロー

(3) いじめ対策特別委員会…校長・副校長・教頭・事務長・危機管理室室長・生徒指導主任・教務主任・学年主任・担当担任・健康推進室長・養護教諭・スクールカウンセラー（臨床心理士）・スクールソーシャルワーカー等

a) いじめに関する情報の確認

b) いじめに関する情報の検証

c) いじめの有無に関する判断

※聞き取り等により確認された情報に基づいて判断する。

#### (4)健康推進室

a) 健康推進室の役割

生徒保護者が抱えているさまざまな不安の解消や問題解決に向けての支援。生徒個人ごとの問題の対応についての会議の開催、これらについての教員研修等の実施。学校生活アンケートの活用〔不安・問題等を抱える生徒の早期発見と対応〕

b) カウンセリングルームの役割

多様な社会の中で、お互いの人格や個性を認め合う心や、人の心の痛みがわかる思いやりのある「豊かな心」や正義や公正さを重んじる「社会性」が求められる。いろいろな悩みを抱えた生徒に語り合える場を提供し、ともに考え、解決の糸口を見いだせるよう支援する。

#### (5)スクールカウンセラー（臨床心理士）・スクールソーシャルワーカー等

a) いじめに関する情報の確認

b) いじめに関する情報の検証

c) いじめの有無に関する判断

※ 聞き取り等により確認された情報に基づいて判断する。

### 第5章 いじめ解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

#### (1)いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安にする。ただし、いじめの被害が重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者は学校の判断により、より長期の間を設定する。

#### (2)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

### 第6章 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

a) 法28条1号のいじめにより当該生徒の「生命・財産・心身に重大な被害」が生じた疑いがある場合

b) 法28条2号のいじめにより該当生徒が「相当の期間」欠席をすることを余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## (2) 対処・対応

- a) いじめられた生徒の安全の確保と学校長への報告
- b) 学校長の判断に従い、法人本部及び県の私学振興局私学振興課へ事態発生の報告、関係諸機関や専門家との相談・連携
- c) 迅速な調査の実施による事実関係の掌握
- d) 調査結果を県の私学振興局私学振興課等の関係機関へ報告

## (3) 調査結果の提供及び報告

### a) 対応の検証・再発防止策の提言

事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。特に、再発防止の観点からは、法第 28 条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。

### b) 対象生徒・保護者による地方公共団体の長への調査結果に対する所見の提出

調査結果から主体の生徒・保護者に対して重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等に提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出するかの目安等を示す。

## (4) 学校評価における留意事項

法第 34 条の学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

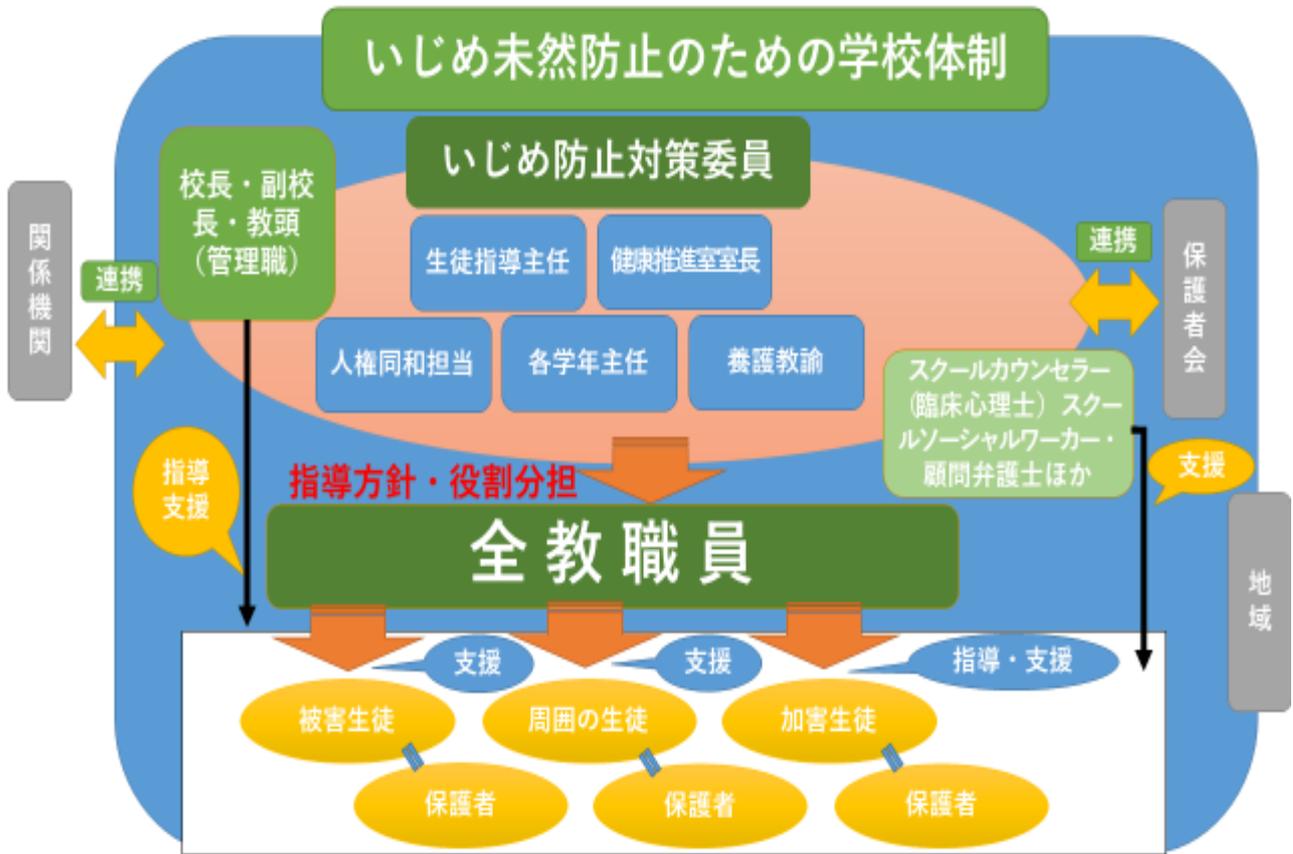
## 第 7 章 いじめ根絶に向けて

生徒は、一人ひとりがかけがいのない存在であり主人公である。その生徒が、いじめにより傷つき心を痛めることがあってはならない。教職員は、常に目配り、心配りを怠らず将来を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を育てることにより、調和のとれた文明社会を建設するという理想を掲げ教育活動を真摯に行う。

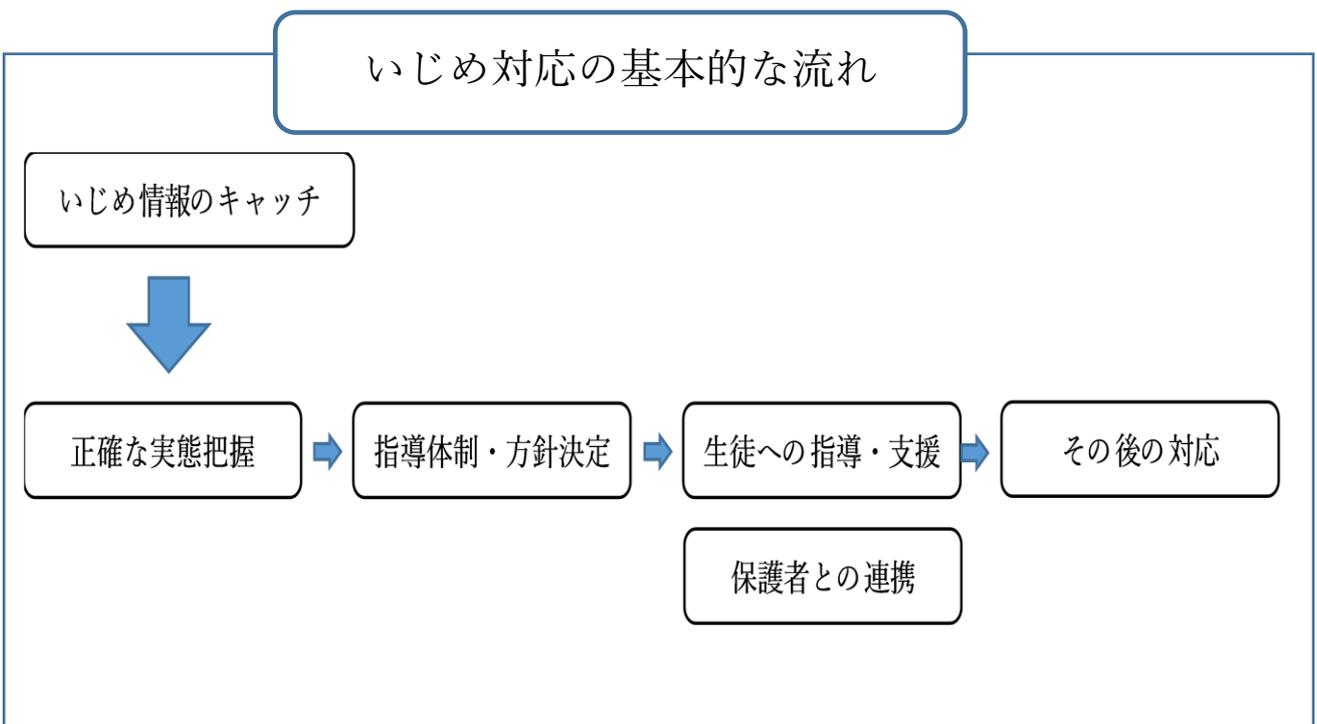
【資料1-1】

東海大学附属福岡高等学校「いじめ防止対策年間表」				
	1年生	2年生	3年生	全体
4月	○新入生登校日 ○オリエンテーション (生徒・保護者への相談・窓口周知) ○宿泊研修 ○二者面談 (人間関係の把握)	○二者面談 (人間関係の把握)	○三者面談 (人間関係の把握)	○第1回「いじめ防止対策委員会」(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ○いじめ防止基本方針 HP の更新(保護者への周知)
5月	○クラス懇談会 (クラスの近況報告) ○部活動生徒(寮生)カウンセリング ○校長特別授業「命の授業」	○クラス懇談会 (クラスの近況報告)		○クラブ主将会議 (クラブ活動でのいじめ防止) ○部活動生徒(寮生)カウンセリング ○教員研修(人権)
6月	○第1回「ハイパーQU(学校生活アンケート)」実施 ○校長特別授業「命の授業」	○第1回「ハイパーQU(学校生活アンケート)」実施	○第1回「ハイパーQU(学校生活アンケート)」実施	○部室点検 ○寮点検
7月	○いじめ防止対策学年部会 ○三者面談 (家庭での様子の把握) ○人権学習 校長特別授業「命の授業」	○いじめ防止対策学年部会 ○三者面談 (家庭での様子の把握)	○いじめ防止対策学年部会 ○三者面談 (家庭での様子の把握)	○第1回「いじめ防止対策委員会」アンケート結果検討
8月				○全校集会講話
9月	○行事振り返り	○行事振り返り ○部活動生徒(寮生)カウンセリング	○行事振り返り ○部活動生徒(寮生)カウンセリング	○スポーツフェスティバル(体育祭) ○けやき祭(文化祭)
10月	○第1回「ハイパーQU(学校生活アンケート)」実施	○第1回「ハイパーQU(学校生活アンケート)」実施		
11月	○いじめ防止対策学年部会	○いじめ防止対策学年部会	○いじめ防止対策学年部会	○第3回「いじめ防止対策委員会」アンケート結果検討 ○全体講話
12月	○三者面談 (家庭での様子の把握)	○三者面談 (家庭での様子の把握)	○三者面談 (家庭での様子の把握) ○人権学習	○部室点検 ○寮点検
1月				○全校集会講話
2月				○第4回「いじめ防止対策委員会」(年間取り組み検証)総括会議
3月				○全校集会講話

【資料1-2】



【資料1-3】



【資料1-4】

